

○弘前市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

平成 18 年 2 月 27 日弘前市規則第 70 号

弘前市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市自転車等の放置防止に関する条例(平成 18 年弘前市条例第 93 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の指定の方法)

第2条 条例第7条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 放置禁止区域の区域

(2) 放置禁止区域の指定の効力の発生日

(放置禁止区域標識等の設置)

第3条 市長は、条例第7条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、当該放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識(様式第1号)及び放置禁止区域の区域図を設置するものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第9条の規定による自転車等の放置に対する措置に携わる職員は、その身分を示す証明書(様式第2号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(放置禁止区域外の撤去の猶予期間)

第5条 条例第9条第3項に規定する規則で定める期間は、同条第2項の規定による指導の日から起算して1か月とする。

(撤去・保管の告示)

第6条 条例第 10 条第1項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 自転車等を撤去し、保管した年月日

(2) 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所

(3) 撤去し、保管した自転車等の返還を行う場所及び期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、撤去し、保管した自転車等の返還に必要と認める事項

(撤去した自転車等の保管期間)

第7条 条例第 10 条第2項に規定する規則で定める期間は、同条第1項の規定による告示の日から起算して2か月とする。

(保管した自転車等の返還)

第8条 条例第9条第1項又は第3項に規定する撤去し、保管した自転車等の返還を受けようとする者は、放置自転車等返還請求・受領書(様式第3号)を市長に提出するとともに、次に掲げる物を提示しなければならない。

- (1) 運転免許証、個人番号カード、健康保険証、学生証その他の自転車等の返還を受けようとする者の身元を確認できる物
- (2) 自転車等のかぎ、保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者等であることが確認できる物

本条…一部改正〔平成27年規則36号〕

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の弘前市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(平成8年弘前市規則第39号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年8月24日弘前市規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成24年3月23日弘前市規則第12号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 16 この規則の施行の際現に有する様式については、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成25年3月25日弘前市規則第18号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

(様式に関する経過措置)

- 61 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成27年9月29日弘前市規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日(平成 28 年 1 月 1 日)から施行する。(後略)

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第 1 号(第 3 条関係)

自転車等放置禁止区域標識



備考

- 1 円形の記号の部分については、斜めの帯と枠の色彩は赤色、図柄の色彩は白色、地の色彩は青色とし、その他の部分については、文字及び縁の色彩は青色、地の色彩は、白色とする。
- 2 道路及び交通の状況等により必要がある場合にあっては、図示の寸法を変更することができる。

様式第2号(第4条関係)

(表面)

身 分 証 明 書		第 号
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は、弘前市自転車等の放置防止に関する条例の規定による自転車の放置 に対する措置に携わる職員であることを証明する。		
平成 年 月 日発行		
	弘前市長	印

(裏面)

弘前市自転車等の放置防止に関する条例（抜粋）
（自転車等の放置に対する措置）
第9条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車 等を撤去し、保管することができる。
2 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、自転車等の放置により市民の 良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者 等に対して、当該自転車等を適切な場所に移動するよう指導することができる。
3 市長は、自転車等の利用者等が前項の指導に従わず規則で定める期間自転車等 を放置しているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

様式第3号(第8条関係)

放置自転車等返還請求・受領書

平成 年 月 日		
弘前市長 様	請求者 住所 氏名 印 電話 ()	
弘前市自転車等の放置防止に関する条例第11条の規定に基づき自転車等を受領したいので、弘前市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第8条の規定により下記のとおり請求します。		
自転車等の種類	1 自転車 () 2 原付 ()	
自転車等の特徴	防犯登録番号等	
	車体番号	
	製造業者名	
	車体色	
	その他	かご・変速 (段) ・かぎ () ・その他 ()
平成 年 月 日		
弘前市長 様	受領者 住所 氏名 印 電話 ()	
上記自転車等を受領しました。		
※保管所記入欄	保管番号	
	返還請求・受領者確認	運転免許証・個人番号カード・健康保険証・学生証・その他 () かぎ・保証書・返還請求書・その他 ()
	保管・返還費用徴収及び番号	自転車 円・原付 円・No.

(担当及び提出先：都市環境部都市政策課)